

② 特別徴収への切替依頼書

◎中途就職・復職等により普通徴収から特別徴収へ切替する場合は速やかに提出してください

										市町村使用欄			
年 月 日 提出 加茂市長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 ー								特別徴収義務者 指定番号	新規の場合、納入書 (要 ・ 不要)	
		フリガナ										担当者 連絡先	係
		名称 (氏名)	-----								氏名		
		法人番号											電話
給与所得者	フリガナ	-----							旧 姓		普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。	
	氏 名	-----											
	生年月日	昭和・平成 年 月 日							特別徴収 開始予定月	月分 (納期限は翌月10日) から 特別徴収を開始します。			
	1月1日 現在の住所	〒 ー							月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ連絡します。			
	現在の住所	〒 ー ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。								備 考			

【添付書類】

◎複写してご使用ください

1. 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限(1期6月末日2期8月末日3期10月末日4期1月末日)を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
2. 特別徴収開始月(6月を除く)は原則毎月20日までに提出した場合は提出月の翌月開始(税額通知の発送は翌月上旬)、21日以降に提出した場合は提出した月の翌々月開始(税額通知の発送は翌々月上旬)となります。
3. 6月からの特別徴収の開始を希望される場合は、その年の4月10日(土・日・祝日の場合はその翌日)までに本依頼書を提出してください。その日以降に本依頼書が届いた場合には、7月以降に特別徴収が開始されますのでご注意ください。なお、4月10日までに本依頼書を提出した場合の税額通知の発送予定は5月中旬となります。
4. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
5. 過年度該当分は、特別徴収に切り替えることができません。

【提出先】 〒959-1392 加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市役所 税務課 民税係